様式第4号の1(第13条関係)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 町　　長 | 副町長 | 総務課長 | 所　　長 | 副所長 | 係　長 | 係 |
|  |  |  |  |  |  |  |

愛宕山公園有料公園施設利用許可申請書

下記により農業伝習館の利用を、愛宕山公園条例の規定により申請します。

　　　利用許可第　　　号

令和　年　　月　　日

申請者　住所(団体名)

氏名(代表者名)

ＴＥＬ　　　　－　　　　－

色 麻 町 長 殿

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用目的 |  |
| 利用団体名等 |  |
| 利用区分 | □ 町　内　　□ 児童･生徒　　　　□ 大人（高校生・大学生含む）□ 町　外　　□ 町　　□ 官公署　□ 学　校　□ 公益団体 |
| 許可条件 | 公園条例に定めるものの他、管理者の指示に従うこと(裏面参照)。 |
| 使 用 料 | 使用料 |  　　　　　　　　　円 | 減額免除 | 減 免理 由 | □⑤特認・□④高校・□③小中・□②官公・□①町主 |
| 減免額 | △ 　　　　　　　　　円 |
| 納付額 |  　　　　　　　　　円 |

1 施設利用　　平成　　年　　月　　日(　)　午前　　時　　分～午前　　時　　分

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　午後　　時　　分～午後　　時　　分

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 室　名 | 男 | 女 | 計 | 使用料 | 減免額 | 計　 | 備　考 |
| 研　修　室 | 名 | 名 | 名 | 円 | 円 | 円 |  |
| 研究室(1) |  |  |  |  |  |  |  |
| 研究室(2) |  |  |  |  |  |  |  |
| 資料室 |  |  |  |  |  |  |  |
| 調理加工室 |  |  |  |  |  |  |  |
| 食　　　堂 |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |

2 宿泊利用　　平成　　年　　月　　日(　)　入館予定時間　　時

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 室　名 | 区　分 | 男 | 女 | 計 | 使用料 | 食　　　事 | 備　考 |
| 夕 | 朝 | 昼 |
| 和室Ａ | 大　人 | 名 | 名 | 名 | 円 | 名 | 名 | 名 |  |
| 小中学生 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 和室Ｂ | 大　人 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小中学生 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 洋　室 | 大　人 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※該当する□にレ点を入れてください。

※太線で囲まれた欄には記入しないでください。

愛宕山公園及び有料公園施設｢農業伝習館｣の利用について

1　愛宕山公園の利用について

(1)　公園利用の禁止事項

(ア)　公園を損傷し、又は汚損すること。

(イ)　竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(ウ)　土石、竹木等の物件を堆積すること。

(エ)　土地の形状を変更し、又は土石の類を採取すること。

(オ)　鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(カ)　はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(キ)　立入禁止区域に立ち入ること。

(ク)　指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。

(ケ)　指定された場所以外の場所でたき火、炊飯、宴会又は野営をすること。

(コ)　公園をその他用途外に使用すること。

(サ)　ペットを公園内に入れること。

(2)　公園を利用できない方

(ア)　保護者の同行しない幼児

(イ)　伝染病患者・精神異常者及び泥酔者

(ウ)　火薬・凶器等の危険物を携帯する者

(エ)　その他秩序をみだす恐れのある者

(オ)　必要な指示に従わない者

2　有料公園施設｢農業伝習館｣の利用について

(1)　供用期間は、1月5日から12月28日までの定休日を除く日とする。

(2)　定休日は、毎週月曜日とする。ただし月曜日が祝日、振替休日及び国民の休日と重なる場合は、翌日を定休日とする。

(3)　農業伝習館を使用する場合は、町長の許可を受けなければならない。

(4)　許可を受けた者は、利用の権利を譲渡し、又は第三者をして利用させてはならない。

(5)　施設及び設備を亡失し、又はき損した場合は賠償しなければならない。

(6)　宿泊予定者が宿泊を取り消す場合に、宿泊しようとする日の前日午後5時30分までに取り消しの申し出をしなかったときは、1人につき宿泊料の2分の1に相当する額を納入しなければならい。

(7)　宿泊予定者全員が宿泊を取り消す場合に、宿泊しようとする日の午前11時までに取り消しの申し出をしなかったときは、別表第1に掲げる警備委託料の2分の1に相当する額を納入しなければならい。

(8)　農業伝習館利用の遵守事項

(ア)　所定の場所以外での飲食及び喫煙は禁止する。

(イ)　使用した備品は、必ず元の場所に戻すこと。

(ウ)　現状を変更しないこと。

(エ)　利用目的以外に使用しないこと。

(オ)　火気の取締りに巌重な注意を払うこと。

(カ)　利用許可の時間を厳守すること。

(キ)　利用を終了後は、利用者において清掃整頓すること。

事務所　愛宕山公園管理事務所｢色麻町農業伝習館内｣

所在地　色麻町四竈字東原1番地40

連絡先　電話0229-65-4390　FAX 0229-65-4391